

旧地方創生整備推進交付金を活用した
地域再生計画変更の留意点

令和7年5月



地方創生推進事務局

旧地方創生整備推進交付金を活用した地域再生計画変更の留意点 目次

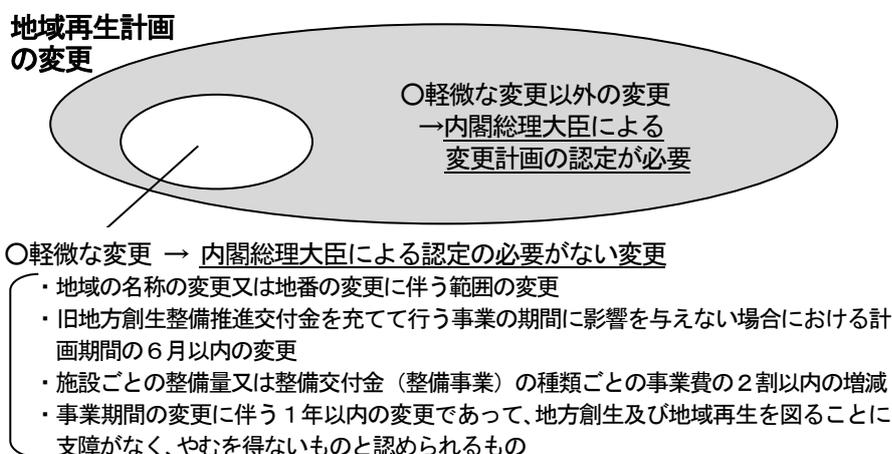
I 地域再生計画の変更の考え方	1
地域再生計画の変更の概要	1
II 認定を必要とする変更申請	3
1 認定を必要とする地域再生計画の変更.....	3
2 計画変更の具体的なケース.....	4
3 計画変更に必要な書類と提出先.....	6
III 軽微な変更	8
1 認定を必要としない軽微な変更.....	8
2 軽微な変更に必要な書類と提出先.....	8

I. 地域再生計画の変更の考え方

地域再生計画の変更の概要

認定を受けた地域再生計画の内容を変更する場合、以下に掲げる「軽微な変更」以外の変更については、地域再生法第7条に基づき、内閣総理大臣による変更認定を受けなければなりません。

なお、地域再生計画の変更を行う場合は、適宜、中間評価結果及び事業の実施状況に関する客観的な指標（KPI）評価結果を踏まえて、残りの計画期間に係る実施方針等を検証し、地域再生計画の目標、交付対象施設、計画期間、関連事業等を含め、計画全体について変更の必要性を検討してください。



関係法令上の地域再生計画の変更の定義

地域再生計画の変更については、地域再生法第7条に以下のように定めています。

第七条 地方公共団体は、第五条第十五項の認定を受けた地域再生計画（以下「認定地域再生計画」という。）の変更（内閣府令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、内閣総理大臣の認定を受けなければならない。

上記「内閣府令で定める軽微な変更」については、地域再生法施行規則第11条で以下のように定めています。

第十一条 法第七条第一項の内閣府令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- 一 地域の名称の変更又は地番の変更に伴う範囲の変更
- 二 まち・ひと・しごと創生交付金を充てて行う事業の期間に影響を与えない場合における計画期間の六月以内の変更
- 三 前二号に掲げるもののほか、地域再生計画の実施に支障がないと内閣総理大臣が認める変更

上記「地域再生計画の実施に支障がないと内閣総理大臣が認める変更」については、「デジタル田園都市国家構想交付金制度要綱」（令和5年1月25日府地創第414号・府地事第878号・4農振第2457号・国総政第31号・環循適発第2301251号）で以下のよう
に定めています。

認定地域再生計画の変更について、次に掲げるものは法第7条第1項の軽微な変更として
扱うものとする。

- 1) 交付金の事業量（法第5条第4項第1号口の事業にあつては、施設ごとの整備量又は同
号口（1）から（3）までに規定する事業の種類ごとの事業費）の2割以内の増減
- 2) 交付金を充てて行う法第5条第4項第1号口の事業の事業期間の変更に伴う1年以内の
変更であつて、地方創生及び地域再生の実現を図ることに支障がなく、やむを得ないと
認められるもの

Ⅱ. 認定を必要とする変更申請

1. 認定を必要とする地域再生計画の変更

地域再生計画を変更しようとする場合は、軽微な変更該当する場合を除き、内閣総理大臣の変更の認定が必要です。

認定を必要とする変更の主なケースは以下のとおりです。

- ①旧地方創生整備推進交付金を充てて行う施設の整備の事業期間の変更に伴う計画期間の1年以上の延長
- ②施設ごとの整備量又は整備交付金の種類ごとの事業費の2割を超える増
- ③施設の追加・削除

<認定を必要とする変更の具体例>

- ・林道の事業期間の延長に伴い、計画期間を1年延長する場合 (①)
- ・地方創生道整備推進交付金全体の事業費が10億円から12.5億円に(2割超)増加する場合 (②)
- ・市町村道の整備量が1.0 kmから1.25 kmに(2割超)増加する場合 (②)
- ・地方創生道整備推進交付金の整備路線を追加及び削除する場合 (③)
- ・港や施設の種類(外郭施設、係留施設等)を追加及び削除する場合 (③)

(1) 地域再生計画の変更計画の認定申請について

地域再生計画の認定の申請の受付については、例年複数回受け付けているところですが、旧地方創生整備推進交付金を活用した地域再生計画の計画変更の認定申請の時期は、当該変更を行わないと支障が生じる場合に先立ち、原則毎年度1月時に申請(同3月認定)してください。(具体的には、累計で事業費が変更前計画を超えるような交付申請を行う前年度1月に、又は、計画期間が終了する前年度1月変更計画の認定申請をお願いします。)

変更の要否の確認など、地域再生計画の変更について不明な点が生じた場合は、随時、内閣府の整備推進担当に御相談ください。

(2) 計画の変更を要しない場合

交付対象施設及び整備量・事業費の減については、計画変更の認定申請や軽微な変更の報告は、原則として必要ありません。事後評価(中間評価)において、変更要因や目標達成状況等について評価をしてください。

また、コスト縮減等の努力により、最終年度において総事業費が少なくなることがありますが、当初の必要整備量に過不足がなければ、計画変更の認定申請や軽微な変更の報告は必要ありません。具体例を示すと以下のようになります。

【具体例】

(計画) 林道2 km、事業費4億円、令和4年度～8年度実施

(実績) 林道2 km、事業費3.2億円、令和4年度～8年度実施

→コスト縮減、現地の状況等により事業費が縮減されたことから、軽微な変更の報告は不要
(これも不明な点は整備推進担当に御相談ください。)

2. 計画変更の具体的なケース

(1) 整備量・事業費の変更について

整備量^{※1}・事業費の変更については、整備交付金(整備事業)の種類ごとの事業費又は施設ごとの整備量の2割以内の増やむを得ないものと認められる場合については、軽微な変更の報告により計画の変更が可能です。2割を超える変更を行う場合は、変更計画の認定を受けることが必要となります。(予算要望時等に事前に整備推進担当に御相談ください。)

【旧地方創生道整備推進交付金(道の整備事業)】

- ・整備量：施設単位で判断します。(市町村道 1.0km、林道 2.0km という計画の場合、市町村道 0.8 km～1.2 km、林道 1.6 km～2.4 km の範囲内であれば軽微な変更)
- ・事業費：旧地方創生道整備推進交付金全体で判断します。(市町村道 5 億円、林道 4 億円、旧地方創生道整備推進交付金全体 9 億円という計画の場合、全体で 7.2 億円～10.8 億円の範囲であれば軽微な変更)

【旧地方創生汚水処理施設整備推進交付金(汚水処理施設の整備事業)】

- ・整備量：施設単位で判断します。(下水道 100m、浄化槽 30 基という計画の場合、下水道 80m～120m、浄化槽 24～36 基の範囲内であれば軽微な変更)
- ・事業費：旧地方創生汚水処理施設整備推進交付金全体で判断します。(下水道 20 億円、浄化槽 2 億円、旧地方創生汚水処理施設整備推進交付金全体 22 億円という計画の場合、全体で 17.6 億円～26.4 億円の範囲であれば軽微な変更)

【旧地方創生港整備推進交付金(港の整備事業)】

- ・整備量：地域再生計画の記載内容の変更を伴う港や施設の種類の追加又は廃止の場合は変更計画の認定が必要になります。
- ・事業費：旧地方創生港整備推進交付金全体で判断します。(港湾 2 億円、漁港 1 億円、旧地方創生港整備推進交付金の全体 3 億円という計画の場合、全体で 2.4 億円～3.6 億円の範囲であれば軽微な変更)

※1 事業範囲の拡大を行う場合には、整備量が未確定の場合には、当該範囲の拡大が地域再生計画の認定方針に該当するものであるか判断できないため、整備量が確定した後に変更を行うことを原則とします。

(2) 事業期間の変更について

- ①事業期間に影響を与えない場合における6月以内の計画期間の変更であれば、軽微な変更として取り扱います。^{※2}
- ②旧地方創生整備推進交付金を活用する地域再生計画の計画期間は原則5年（最大延長2年）としていることから計画期間終了後も更に事業を実施する必要がある場合は、原則として現行計画の事業を完了させた後で第2世代交付金（インフラ整備事業）のご検討をお願いいたします。
- ③地域再生計画の計画期間の変更を伴わない、各施設の1年以内の事業期間の延長は地域再生を図ることに支障がなく、やむを得ないと認められるものについては軽微な変更として取り扱うこととしますが、計画期間の変更が伴う場合は、変更計画の認定申請を行う必要がありますので、あらかじめ整備推進担当に御相談ください。

(3) 施設の種類の等の変更について

地域再生計画に旧地方創生整備推進交付金を適用して行う事業として位置付けられた施設の種類の、道の路線、事業区域及び事業主体の変更を行う場合、変更計画の認定申請が必要です。

(4) 市町村合併について

- ①認定を受けた地方公共団体の法人格が消滅する場合（新設合併により新たな地方公共団体となる場合及び他の市町村に編入される場合）は、地域再生計画の変更の認定申請を要します。（市町村合併については、認定マニュアル（総論）^{※3}を参照のこと。）
- ②認定を受けた地方公共団体の法人格が消滅しない場合（単に他の市町村を編入する場合は、特段の手続きは必要ありませんが、地域の新たな名称について変更があった場合には、内閣府に報告を要します。）
- ③それぞれが認定地域再生計画を有する市町村合併については、以下のいずれによる場合も可とします。
 - ア 各々の計画ごとに変更計画の認定申請を行い、計画を継続する。
 - イ 複数の計画を1つの計画に集約することにより実質的な意義が消滅する計画については、地方公共団体の申出に基づき認定地域再生計画の認定を取り消す。

※2 計画期間を年度単位で設定している地域再生計画については、計画期間を変更する場合は年度単位の変更になることから「軽微な変更」には該当しません。

※3 <https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/kouhyou/250513/souron.pdf>（地方創生HP）

3. 計画変更に必要な書類と提出先

(1) 必要書類

地域再生計画の変更の認定申請は、例年、原則として1月の申請受付の1回のみとなります。認定申請に向けて、内閣府による事前ヒアリングを前年の7～9月頃に実施する予定ですので、認定申請を検討している自治体にあつては、必ず事前ヒアリングの調査に必要な書類を提出してください。引き続き、事前ヒアリングの結果を踏まえた事前相談を10月頃から受け付けますので、申請を予定している自治体は、ヒアリングでの指摘への対応状況の報告を含めた回答を事前相談にて行ってください。

地域再生計画の変更計画の認定申請（事前相談）に必要な書類は以下のとおりです。
 ※認定申請書類については電子ファイル（ワード、エクセル、パワーポイント等の編集可能なファイル）にて提出してください。

※各々の電子ファイルの容量は最大でも2～3MBまでに調整願います。

■ 変更認定申請にあたって提出が必要な書類（①～⑥）

番号	書類	電子ファイル名
①	地域再生計画認定申請に係る基礎データ表 ^{※4} (必ず最新版を使用すること)	01_01_自治体 CD5 桁_自治体名_基礎データ表
②	変更の認定申請書（鑑）（PDF）	02_01_自治体 CD5 桁_自治体名_地域再生計画認定申請書
③	地域再生計画本体	03_01_自治体 CD5 桁_自治体名_地域再生計画本体（整備推進交付金）
④	変更前の地域再生計画本体	04_01_自治体 CD5 桁_自治体名_変更前の地域再生計画本体（整備推進交付金）
⑤	（区域の特定が困難な場合のみ）区域付近見取図 ※変更となる場合のみ	05_01_自治体 CD5 桁_自治体名_付近見取図
⑥	工程表（※変更となる場合のみ）	06_01_自治体 CD5 桁_自治体名_工程表

■ 認定の判断に必要な参考資料（⑦）

番号	資料	電子ファイル名
⑦-1	新旧対照表	07_01_自治体 CD5 桁_自治体名_新旧対照表
⑦-2	変更理由書	07_02_自治体 CD5 桁_自治体名_変更理由書
⑦-3	整備する施設の整備区域又は整備箇所を示した図面	07-03_自治体 CD5 桁_自治体名_整備箇所図
⑦-4	整備量、事業費、事業期間等内訳新旧対照表	07-04_自治体 CD5 桁_自治体名_内訳新旧対照表
⑦-5	チェックリスト（変更申請時）	07-05_自治体 CD5 桁_自治体名_チェックリスト
⑦-6	ポンチ絵	07-06_自治体 CD5 桁_自治体名_ポンチ絵
⑦-7	その他参考資料（必要な場合のみ） ^{注)}	07-07_自治体 CD5 桁_自治体名_〇〇〇

注) 変更の内容が、国土強靱化地域計画に明記され実施する地域再生計画であることを記載する場合、国土強靱化地域計画の関連する部分（路線名、地区名、港名が確認できる部分）及びその内容を説明した文書を添付してください。

注) 「新旧対照表」以外の資料の作成に当たっては、変更箇所の赤字や下線による明示は不要です。

※⁴ <https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/sinsei.html>

(2) 提出先

メールにより整備推進担当に事前相談してください。確認が終わったら認定申請の受付期間内に電子ファイルをメールで次のアドレスに送信してください。

(宛先) 内閣府地方創生推進事務局 旧地方創生整備推進交付金担当

【事前相談】 seibikoufukin@cao. go. jp (担当者アドレス)

【認定申請】 e. nintei. c3s@cao. go. jp

※ 申請アドレスは変更が生じる場合があります。

(3) その他

地域再生計画の認定申請(変更計画)の受付期間や申請方法、留意事項等についてはホームページを参照してください。

内閣府地方創生推進事務局ホームページ「地域再生計画の認定申請について」

<https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/sinsei.html>

また、地域再生計画の記載方法は「地方創生整備推進交付金の活用に向けた地域再生計画作成の手引き(令和6年4月)」に記載されている「P1-52~1-57 IV 地域再生計画の記載事項と留意点」、提出書類の記載例については「第二部 地域再生計画申請資料の様式」を参照ください。

内閣府地方創生推進事務局ホームページ

「地方創生整備推進交付金(地方創生推進タイプ(地方創生整備推進型))」

<https://www.chisou.go.jp/sousei/about/kouhukin/seibisuisin/index.html>

Ⅲ. 軽微な変更

1. 認定を必要としない軽微な変更

地域再生計画の変更が、内閣総理大臣の認定を要しない地域再生計画の「軽微な変更」の扱いとなるケースは以下のとおりです。

- ①地域の名称の変更又は地番の変更に伴う範囲の変更
- ②旧地方創生整備推進交付金を充てて行う事業の期間に影響を与えない場合における計画期間の6月以内の変更
- ③施設ごとの整備量又は整備交付金（整備事業）の種類ごとの事業費の2割以内の変更
- ④事業期間の変更に伴う1年以内の変更であって、地方創生及び地域再生を図ることに支障がなく、やむを得ないものと認められるもの

<軽微な変更の具体例>

- ・地方創生道整備推進交付金全体の事業費が10億円から12億円に増加する場合（③）
- ・市町村道の整備量が1.0 kmから1.2 kmに増加する場合（③）
- ・計画期間内で林道の事業期間を1年延長する場合（④）
（計画期間を1年延長する場合は変更計画の認定が必要である。）

○軽微な変更の報告について

旧地方創生整備推進交付金を活用した地域再生計画の軽微な変更については、計画変更の必要が生じたときに随時行うことが可能です。

このため、軽微な変更の報告手続時期については、当該変更を行わないと交付申請等に支障が生じる前に実施してください（具体的には、累計で事業量や事業費が変更前計画を超えるような交付申請を行う前に、又は、変更対象となる施設の変更前の事業期間が終わる前に軽微な変更の報告をお願いします）。交付申請等に支障が無ければ実績に伴う毎年度の変更は不要です。

ただし、軽微な変更の適用の可否など予め、内閣府に相談を行いたい場合は随時、対応可能ですので早目に内閣府の整備推進担当に相談してください。

2. 軽微な変更に必要な書類と提出先

(1) 必要書類

軽微な変更については、随時行うことができます。認定申請のスケジュールにとらわれず、あらかじめ地域再生計画の認定事務を行う内閣府の整備推進担当に情報提供及び事前相談をお願いします。

地域再生計画の軽微な変更報告に必要な書類は以下のとおりです。

※申請書類については電子ファイル（ワード、エクセル、パワーポイント等の編集可能なファイル）にて提出してください。

※各々の電子ファイルの容量は最大でも2～3MBまでに調整願います。

■ 報告にあたって提出が必要な書類 (①～⑧)

番号	書類	電子ファイル名
①	地域再生計画認定申請に係る基礎データ表 ^{※5} (必ず最新版を使用すること)	01_01_自治体 CD5 桁_自治体名_基礎データ表
②	軽微な変更に係る報告書 (鑑)	02_01_自治体 CD5 桁_自治体名_軽微な変更報告書
③	新旧対照表	03_01_自治体 CD5 桁_自治体名_新旧対照表
④	変更理由書	04_01_自治体 CD5 桁_自治体名_変更理由書
⑤	変更地域再生計画本体	05_01_自治体 CD5 桁_自治体名_地域再生計画本体 (整備推進交付金)
⑥	整備する施設の整備区域又は整備箇所を示した図面	06_01_自治体 CD5 桁_自治体名_整備箇所図
⑦	工程表 ※変更となる場合のみ	07_01_自治体 CD5 桁_自治体名_工程表
⑧	参考資料	
(⑧-1)	・整備量、事業費、事業期間等内訳新旧対照表	08_01_自治体 CD5 桁_自治体名_内訳新旧対照表
(⑧-2)	・その他の参考資料 (必要な場合のみ)	08_02_自治体 CD5 桁_自治体名_〇〇〇

注) 「新旧対照表」以外の「地域再生計画書本体」等の資料の作成に当たっては、変更箇所の赤字や下線による明示は不要です。

(2) 提出先

メールにより整備推進担当にあらかじめ事前相談してください。確認が終わったら電子ファイルをメールで整備推進担当に送信願います。

(宛先) 内閣府地方創生推進事務局 旧地方創生整備推進交付金担当
seibikoufukin@cao.go.jp (担当者アドレス)

(3) その他

提出書類の記載例については「第二部 地域再生計画申請資料の様式」を参照ください。

内閣府地方創生推進事務局ホームページ

「地方創生整備推進交付金 (地方創生推進タイプ (地方創生整備推進型))」

<https://www.chisou.go.jp/sousei/about/kouhukin/seibisuisin/index.html>

※5 <https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/sinsei.html>

【問合せ先】



内閣府 地方創生推進事務局

〒100-0014 東京都千代田区永田町 1-11-39 永田町合同庁舎 6 階

(旧地方創生整備推進交付金担当)

TEL 03 -5510 -2475 FAX 03 -3591 -1974

e-mail:seibikoufukin@cao.go.jp